

大津市議会 8月通常会議

議案第121号 工事請負契約の締結について (北部クリーンセンター解体撤去工事)

令和5年9月19日(火)
環境部

1. 本事業（工事）の経緯



◎平成24年度に大津市の今後のごみ処理施設の整備方針を決定し、新施設の建設を進めてきた。平成29年度に事業着手、令和4年度に事業が完了した。

【旧施設】

●旧北部クリーンセンター焼却施設

:平成元年4月～令和4年3月

粗大ごみ処理施設:平成3年4月～令和4年3月

再資源化施設(粗大ごみ処理施設に増設)

:平成10年4月～令和4年3月

➡ 今回解体

●旧環境美化センター焼却施設 →解体済(令和4年4月)

:昭和63年4月～令和3年3月

●大津クリーンセンター焼却施設 →解体済(令和4年4月)

:昭和58年12月～平成26年3月

破碎処理施設:昭和58年12月～令和2年3月

再資源化施設:昭和61年4月～令和2年3月



【新施設】

●北部クリーンセンター焼却施設:令和4年7月稼働

リサイクル施設:令和4年4月稼働

●環境美化センター焼却施設:令和3年7月稼働

リサイクル施設:令和2年4月稼働

2. 議案上程に関する規定

本件については、「大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定する「議会の議決に付すべき契約(予定価格1億5千万円以上の工事の請負)」に該当し、契約締結に際して、8月通常会議で議案を上程するものです。

大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

3. 工事請負契約の締結について

北部クリーンセンター解体撤去工事

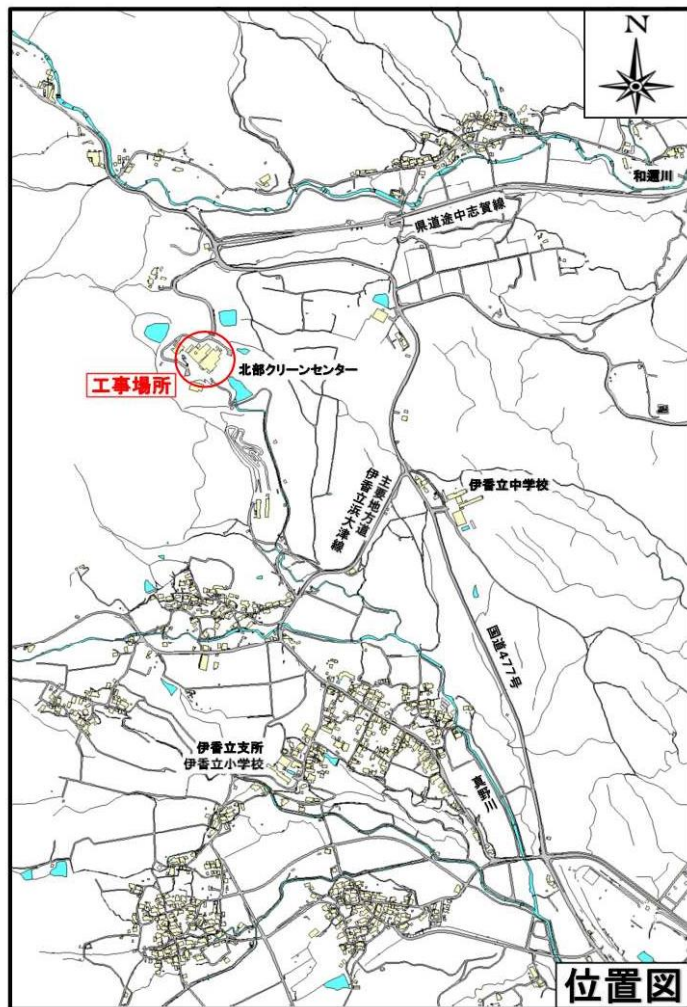
- 1 工事場所 大津市伊香立北在地町
- 2 工事概要 解体延床面積 9,347平方メートル
解体撤去工 一式
- 3 契約方法等 (1)契約方法 一般競争入札
(2)入札日 令和5年7月28日
- 4 契約金額 1,592,322,600円
- 5 契約の相手方 株式会社浅沼組
契約締結者
京都市中京区烏丸通り夷川上ル少将井町245番地1
株式会社浅沼組京滋営業所長
- 6 工期等 (1)仮契約 令和5年8月4日
(2)工期 議会議決日の翌開庁日から令和7年9月30日まで

4. 開札結果について

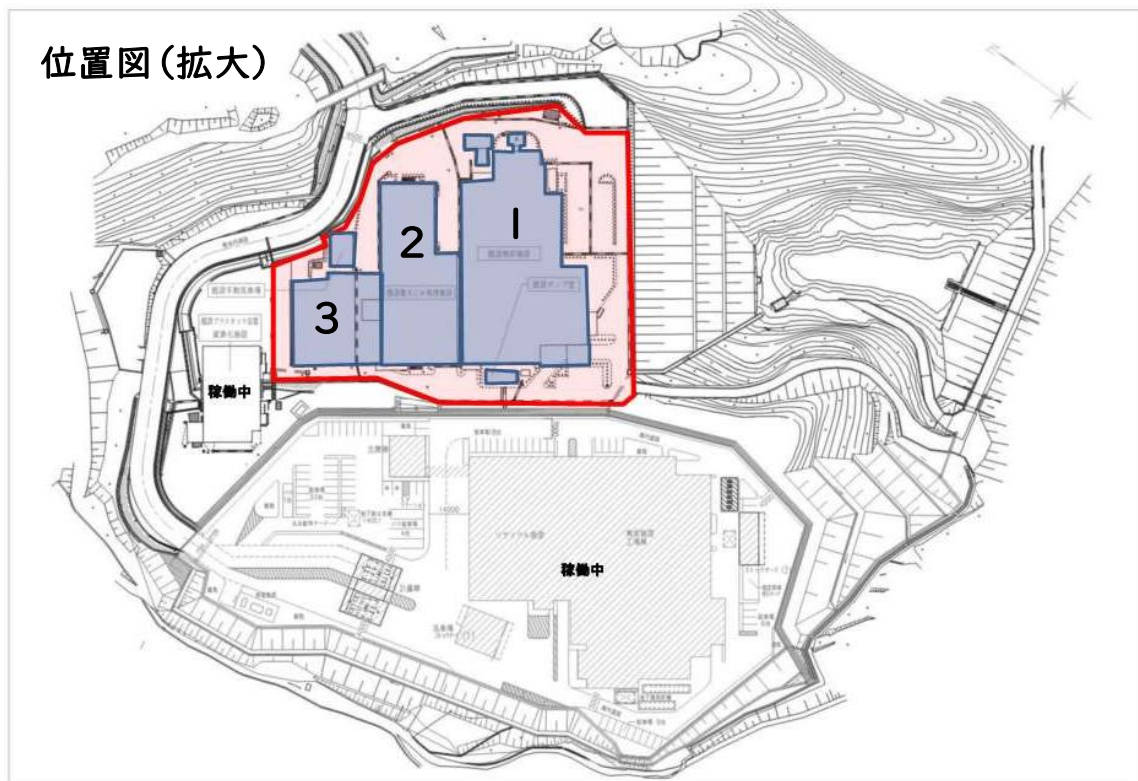
	No.	業 者 名	金 額(単位:円)	
市 外	1	(株) 浅 沼 組	1, 447, 566, 000	落 札
	2	(株) 安 藤 ・ 間	1, 432, 000, 000	失 格
	3	五 洋 建 設 (株)	1, 446, 000, 000	失 格
	4	西 武 建 設 (株)		辞 退
	5	東 急 建 設 (株)	1, 450, 000, 000	
	6	(株) 前 田 産 業	1, 404, 400, 000	失 格
	7	村 本 建 設 (株)	1, 447, 700, 000	

予 定 価 格(消費税額等を除く。)	1, 698, 880, 000円
最低制限価格(消費税額等を除く。)	1, 447, 565, 000円
入 札 書 記 載 金 額	1, 447, 566, 000円
消 費 税 額 等	144, 756, 600円
契 約 金 額	1, 592, 322, 600円

5. 位置図



位置図(拡大)



●解体施設

- 1. 焼却施設
- 2. 粗大ごみ処理施設
- 3. 再資源化施設

6. 施設状況



● 解体施設

- 1. 焼却施設
- 2. 粗大ごみ処理施設

左側 (赤枠) : 旧施設 (解体予定施設)

右側 : 新施設 (令和4年7月 稼働)



7. 施設概要（解体施設）

1. 焼却施設

処理能力：170t/日（85t/日×2基）
（全連続焼却式ストーク式）

建物構造：鉄筋コンクリート造および鉄骨造（地上4階地下1階）

稼働期間：33年（平成元年4月～令和4年3月）

2. 粗大ごみ処理施設

処理能力：45t/5h（横軸高速回転式）

建物構造：鉄骨造 一部、鉄筋コンクリート造（地上4階）

稼働期間：31年（平成3年4月～令和4年3月）

3. 再資源化施設

処理能力：1.3t/5h（圧縮減容器式）

建物構造：鉄骨造 一部、鉄筋コンクリート造（地上1階）

稼働期間：24年（平成10年4月～令和4年3月）

8. 工事内容

解体撤去工 一式（焼却施設、粗大ごみ処理施設、再資源化施設、外構施設等）

- ① 準備・仮設工事
- ② ダイオキシン類・アスベスト対策工事
- ③ 設備・機器類解体撤去工事
- ④ 土木・建築解体撤去工事
- ⑤ 外構施設撤去工事
- ⑥ 外構工事
- ⑦ 解体発生材(産業廃棄物)運搬・処分

9. 外構計画 (工事完了時)

黄色部分

既存のプラスチック容器資源化施設への搬入経路として、10トン車の通行に耐えるアスファルト舗装

赤色部分

防草対策及び災害時における発生材の一次保管場所を想定し、乗用車程度の通行に耐えるアスファルト舗装

